





○鹽野政府委員 お説非常によくわかるのでございまして、この最高裁判所の庁舎をつくりたい。現在の庁舎はお説のとおり古い建物でございまして、しかも手狭でございますので、新しい庁舎をつくりたい、こういうことに問題の端を發しておるわけでございまして。そこでその庁舎をつくりたいものには、最高裁判所と最高裁判所との最高機関でございまして、その意味でございまして、最高裁判所をつくりたい。こういうことから、それは司法の象徴ともなるべきものであるから慎重にその基本方針を決定したい、こういうことを申し立てるわけでございまして。

○加藤委員 志賀君、関連質問はあまり回数が多くなり願います。

○志賀(義)委員 いまの建物は、最高裁判所がかりっぱな判決、正しい判決を出す上にも不十分だから、これをこの際りっぱなものにすると言われればわかるのです。最高裁判所の機能は正しいりっぱな裁判をすることにありたい。建物ばかりりっぱにして、中身が伴わなければいけない。その肝心な点をあなたは少しも言われないうだ。最高裁判所がかりっぱな建物をつくりたい、ここでその審議会の案を出されるのも、要はりっぱな裁判をするためだ、それに盡きます。ついで十分機能を果たすために建物も相当なものをつくりたい、こういうふうにおっしゃればいいのだが、その肝心な点が抜けておるのです。ただりっぱなものをつくれればそれが象徴になる、そうなるべくと、天皇の象徴と旧憲法の五十七条が結びついて、あなたの方の考えの中には、まだ少し怪しいものが残っていると疑われるから、そういうことはおよしなさいとさきから言っているのですが、一度言ったら何とかそれをこじつけなければならぬと思ふから無理がくるのです。これだけ言っておきます。

○坂本委員 私の言いたいことを志賀君が少し言ってくれましたが、そこでもう少し具体的にその象徴に関連してお聞きしたいのです。

現在の最高裁判所に当たるものができたのは、私たちが生まれる前ですが、これは条約改正の問題があつてやつたことが非常に大きい理由だといふことも聞いておるわけですが、その際には、あそこ菊の御紋をやって、それから大阪、名古屋、各地方裁判所には、やはり同じような建物が建てられまして、正面に菊の御紋があつた。それは旧大日本帝国憲法を解しますと、たゞいま志賀委員が言いましたように、やはり天皇の名において裁判をした、天皇が裁判をするんだといふことで全国一致された。それが敗戦後国民の裁判といふことに大転換をいたしましたわけでありまして。しかしながら、裁判官諸公においてはまだ旧憲法の精神が残つておつて、そうして新しい憲法を理解することなく、非常にわれわれの納得いかない裁判が行なわれていたわけですが、現在もまだ行なわれていると思ふ。ですから、この際建物を建てかえて一新をするといふことについて、それは基本的な問題とは違ひますけれども、りっぱな最高裁判所の庁舎をつくりたいといふのは、旧憲法のものとの裁判と全然違つた新憲法のものにおける民主裁判の実現をはかろうとして、これが二十年続いたけれども、やはりあの建物があつたのでは、菊の御紋をはずしただけではまだ庁舎自身についてもいかに別なりっぱな庁舎をつくられることについてはわれわれは賛成です。しかしながら、そのりっぱな庁舎をつくるというところは、りっぱな裁判をやるということが大前提にならなければならぬ。そこで私がこの提案理由を拝見いたしました第一に気がつきましたのは、「わが国司法の象徴ともなるべきものであることにかんがみ、」こゝにありまして、私は非常にこれを重要視して拝見もするし、またこれに對しての疑惑もどうしても解明してやらなければいけません。こういうので政府委員も高橋大臣においても、そういう点についてはもちろん反対説はあつても、確固たる信念を持ってこの法案を出された、こういうふうには私は考へておるわけですが、この点については委員長にもお願いしたいのですが、大臣

の御出席を願つて、そうしてこれをはっきりした上でないと、ただ軽々に審議できないのですが、委員長いかがですか。

○加藤委員 速記をとめて

〔速記中止〕

○加藤委員 速記を始めてください。

○鹽野政府委員 先ほど来御説明申し上げましたが、提案理由の中で「司法の象徴」といふことばを使つておられますが、これは司法の正義と公正を形にあらわすものであることにかんがみて、こういう趣旨で使つたわけでございます。御了承願いたいと思ひます。

○坂本委員 最高裁判所事務総長のほうもそういう御理解でございませうか。

○閣根最高裁判所長官代理者 そのとおりであります。

○坂本委員 「その新宮に関する基本的方針を決定するにあつては、この基本方針という点について御説明を承りたい。

○鹽野政府委員 基本方針を決定するといふことが審議会の仕事であるといふふうに考へておりますが、この基本方針と申しますのは、新しくきます建物の様式であるとか、あるいはまた経費などにつきまはしての大体の方針を決定していただく、こういうふうな考へておる次第でございます。

○坂本委員 そこで伺ひたいのは、様式、経費等の問題とおつしやうたつたのですが、私は、最高裁判所庁舎の新築にあつては、場所がきまつておる、こういうことを聞いておられますが、その点いかがですか。

○鹽野政府委員 場所は三宅坂の国立劇場の予定地の隣に内定しているわけでございまして。

○坂本委員 私はこういう重要な新築にあつては、審議会を設けるなら、少なくとも公正と正義の裁判を実現する、こういうことになれば、やはり場所から審議会で検討して、そうしてやらなければ、審議会の意味をなさない、こういうふうな思ふわけですが、その点いかがですか。

○田宮最高裁判所長官代理者 場所の点につきましては、たゞいま法務省からお答えいたしましたように、一応予定は国立劇場の隣ということになつておりますが、この審議会におきましても、場所の点につきましてはまたあらためて十分御審議いただきたい、そう考へております。

○坂本委員 私は、せつかく審議会をつくるなら、場所から場所の選定が一番重要じゃないかと思ふのです。それをすてにきめてしまつて、そうしてあとの様式と経費の点でやるのでは、正義と公正のためのりっぱな裁判をやるための庁舎としては、どうも審議会の要が半分は削減されているのではないかと私は思ふのです。ですから、真にこの提案理由に申されておるような結論を持つてこれを新築しようといふならば、審議会をつくつて、その審議会の中でこの提案の趣旨のようになりっぱな庁舎を新築する。それからやらなければならぬと思ふわけですが、大体もうきめておいて、審議会ではただオーケーといふんじやないかと私は想像するけれども、その点いかがですか。

○田宮最高裁判所長官代理者 たゞいまの坂本先生の御質問はまことにごもっともでございます。敷地がどこになるかといふことは、建物の規模その他にとつてまことに重要なことでございます。現在敷地はパレス・ハイムといふことに予定されておりますが、これは国有財産中央審議会におきまして、最高裁判所の新宮予定地といふことが決定されておるわけでございまして、これはあくまでも予定地といふ決定でございまして、この敷地はたして適當であるかどうかといふことも、あわせて審議会で十分検討していただくといふふうな考へております。

○坂本委員 そういたしますと、様式、経費、経費等についても大体概略の点、それから様式の点についても、様式といふのは、庁舎の外観その他を入れた建築の——私は建築のほうの専門家がありませんからわかりませんが、建物自体の外装と申しますか、そういうような点も入

るかどうか、この点はおもちゃと詳しく承っておきたい。

○田宮最高裁判所長官代理人 建物を建てる際に最も基本となる事項は、規模及び経費でございます。様式と申しますのは、外観といった具体的なことでございませんで、たとえば日本風にするとか、洋風にするとか、また時代的にも、中世風にするとか近代風にするとか、そういった趣旨でございませう。これも規模がきまれば、おのずから様式といったものも大体きまってくる、そう考えております。

経費の点については、大体の構想は持っておりますが、何ぶんにもこれだけの建物でございますので、広く有識者の御意見を聞いた上できめたいというふうに考えております。

○坂本委員 私がなせこういふことを詳しく聞くかと申しますと、私は臨時司法制度調査会の委員に出まして非常な苦い経験を持っております。と申しますのは、臨時司法制度調査会では、あの法律で決定したいわゆるキャリア裁判を改正して、そして民主裁判を実現する、こういう方針でできたわけですが、実際はいわゆる法曹一元というのはまだその準備もできていない。こういうようなことで一蹴してしまつて、そしてあと何かというところ、現官僚裁判制度を維持する、発展させる、そういうことに結論はなつたんじゃないか。それでは私はあの調査会の目的をはずれてしまつておる。だから、そういうのならもう一年ぐらゐ延ばしてもつと検討したらどうかというところ、二年間の期間は八月一ぱいで切れる、それだから急いで答申しなければならぬ。各論的に結論をきめたのはもうそこできまつているのだから、会議規則によつてもう変更は許せない。最後に総論、総論的な、結論的な調査会をやるときになつては、もう各項についてきめたのは変更は許さない。文字の修正くらい、こういうようなことになつてこの調査会の落ちである。さらにまた、この調査会には幹事会が組織されておる。幹事会できめたのは、何でもかんでも幹事会できめたとい

うので、調査会で発言はするけれども、その幹事会できめたことに終始をする。それでは何のためか、調査会がわからない。だからこの審議会について見ましても、第一場所の問題、これがたゞいま御答弁を承りましたけれども、もちろんそうでありませう。最終決定は審議会が答申をきめられるのでしようけれども、もう国有財産の關係で大蔵省のほうも済んでおる。だから審議会を設けて、それではここにこういふところがあるがどうだということになつても、これはなかなか変更は事実上困難だと私は思う。そういうことにかんがみますと、この審議会については規模、様式、経費の問題等だけの問題になつてしまふ。また、この問題についても、ほとんど現在の審議会の行き方では幹事会というのをつくらせて、そしてそこできめてくれれば、審議会はただ若干希望意見として質問するだけであつて、すつとそこできまつてしまふ。そうしますと、結局審議会制度をつくらせて国民の声を聞く、国民の要望する、やうなことを審議会で審議をしてやるといふことも、実際はそうならないですよ。私はそうなることをおそれるから、この審議にあつてもそういう点等も明確にしておいたらい、そういう意味でお聞きするわけですが、日本風か洋風か、あるいは中世か近代か、こういうふうないろいろありますが、こういう点等については、審議会の中で、その委員の特別な人を海外に派遣して、外国の状況等もよく調査をして、そしてその意見等も十分取り入れた上でやる、そういうお考えがあるかどうか、お聞きしておきたい。

○田宮最高裁判所長官代理人 一応の計画といつたしましては、昭和四十一年度におきまして、委員の方々に外国に行つていただきまして十分視察調査をしていただく予定にしております。

○坂本委員 そこで外国の視察ですが、私は現在のキャリア裁判をとつておるところの国だけの視察では不十分だと思ふ。また世界の世論と申しますか、これは遺憾ながら二分されておる。それをいま日本の政府がとつておる、または政府がや

ておるところのものだけを視察してやつたのでは私はいかないと思ふのです。やはり外国を視察するといふならば、資本主義の國家も社会主義の國家も十分同じく視察をして、その上の検討でなければならぬ、こういうふうな思ひますが、その点いかがですか。

○田宮最高裁判所長官代理人 ただいまの御説まことにございませう。その点も審議会でも十分検討していただけてつこうだといふふうにお聞きしております。

○坂本委員 したがいまして、いまのような点はこの法律の中に盛り込んでおくべきだ。そうしないと、臨時司法制度調査会が、やはりあまり抽象的であつたから、具体的結論といふのは非常に予期しないような結論も出る。こういうことがありますから、もっと内容的にも、いわゆる最高裁判所の庁舎の新築に関する重要事項を調査審議すると、こうありますけれども、この重要事項については、もっと法律的に具体的に規定しておくべきだ、こういうふうにお考えますが、その点いかがですか。

○鹽野政府委員 庁舎の新築に関する重要事項と申しますのは、先ほど申しましたように、庁舎の新築に関する基本的方針を決定していただくといふこととございまして、その内容といたしましては、先ほど申しましたように、新しくできます庁舎の規模とか、あるいは様式、経費の主要といふようなことを御審議いただきますと、先ほど御指摘のございましたように、敷地の問題についてもあらためて御審議をいただくということもけつこうでございませうので、その範圍のことを重要事項といふふうにお聞きをさせていただきます。

具体的にどういふような審議の状況になりますか、この審議会自体で審議の状況に進めておきめいただくといふことと十分ではなからうかといふふうにお聞きをさせていただきます。

○坂本委員 そこで次は委員の構成でございませうが、これには国会議員、関係機関の職員、学識経験のある者、こういうことをあげてありますが、

国会議員はわかりませんが、関係機関の職員というのはどういふものなのでしょう。それから学識経験の点についてはどういふような考えを持っておられるか、それをお聞きしたい。

○田宮最高裁判所長官代理人 委員の構成メンバーにつきましては、また規則で定めることになりませうので、その際十分関係機関とも協議した上決定したいと考えておりますが、一応の構想といつたしましては、国会議員の方々のほか、広く政界、経済界、言論界、法曹界の方々のほか、都市計画関係の方々、地方自治関係の方々、そのほか建築関係の学者の方に御参加いただければ非常にありがたいというふうに一応考えております。

○坂本委員 いつでも経済界というのが出ます、この経済界は、その運営はいわゆる資本家がやつておるでしょう。しかし、それを担当し、實際働く者は労働者なんです。しかしながら、とかくいままでこういう委員は労働者の代表といふのがないと思ふのです。それから、いままでのいろいろな審議会等を見ますと、農民の代表といふと、農協とか、農協連合会とかいって、やはり代表者は時の政府に迎合してやる者がほとんどになつてくる。こういうようなことがあるから、私はいまあげられたほかにも労働者の代表、働く者の代表を入れるべきである、こういうふうにお聞きをさせていただきます。

○田宮最高裁判所長官代理人 その点につきましても、いづれ関係機関と十分協議した上考えたと思つております。

○坂本委員 関係機関とおつしやると、どういふところですか。

○田宮最高裁判所長官代理人 国会のほう並びに建設省等でございます。

○坂本委員 それはいまおつしやつたのは、この建築専門の点と、大蔵省は経費の点等もあると思ひますが、そこでそういうことを相談されるでしょうが、この審議会のメンバーについて、たとえば総評とか、総同盟とか、中立組合とか、こう

いのがありますから、そういう代表も加えるべきだ、そういうふうにするのですが、そういう点いかがですか。

○田宮最高裁判所長代理人 御趣旨はよくわかりましたので、十分検討したいと思ひます。

○坂本委員 だから私は、こういうのはやはり法律できめておかなければ、それはいま同僚委員もいろいろありましたけれども、ものごとというものは、そういうふうにしてまあまあと相談してやればよいというので、きまつた結論というのは何であるかという、特権階級だけである。そうしたらこの審議会の目的を達しない、そういうことがあるから、そういう点も必ず入れなければならぬという点を私は要望いたしておきたいのでございます。そして、この審議会をつくつたから、これは国民の総意を結集したのだというふうには決してならないように、場所の点等についてもあらためて審議会で十分審議をしなければならぬ、こういうふうにおもいますから、そういう点を申し上げておいて、時間もありませんから終わることにいたします。

○加藤委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○加藤委員 これより討論に入る順序であります、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

裁判所法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔発言する者あり〕

○加藤委員 裁判所法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次にお諮りいたします。ただいま可決せられた本法律案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます

が、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○加藤委員 次に、法務行政、検察行政及び人權擁護に関する件について調査を進めます。

○神近委員 いまちょうど決算委員会で日銀の地下室にあるダイヤモンドのことがいろいろ議論と調査が行なわれております。このダイヤモンドの処理はよほど慎重に処理していただかないと、いろいろな疑惑が起つておられます。私もこの日銀の地下室にダイヤモンドが収納された前後のことであるいろいろ疑惑を持っておるものでございませぬ。あのダイヤモンドは、十九年の七月に当時の軍需省が武器の製作に必要として国民から徴収したものでありまして、皇室からも王冠や何か二、三提供されたはずでございませぬ、それが終戦後どこにいったかわからなくなつておるということが出ておるのでございませぬ。王冠がどこにいったかわからない。そしてしかも、それが大阪の貴金屬商の商店に出たことがあつた。それを見つけた方があつた。そういうようなことから、この問題は決して簡単に処理されては困るということをおもはるのですが、大体私が読んだもので考えれば、いま日銀の地下室にある十六万一千カラット、これが供出されたときには大体倍以上あつたのではないかと、それが考えられる。終戦時のごたごたのときに、軍とそれから駐留軍、それからそれを取り巻くいろいろな人たちが、そういうようなところどこかに行つてしまつたということが考へられるので、私が昨年の六月でございませぬ、青木美代さんと信子さんと「人命の尊重についで」の陳情、こういう問題が昨年出たことがありまして、実は昨年いろいろ御質問申し上げた

のでございませぬ。刑事局長がおかわりになつたので、そのときの事情をよく御存じでないかと思ふのですが、そのとき調査をするという約束があつたのです。そのことで何か御存じのことがありませぬか、青木美代さんという人の大阪拘留所における死亡についてのことでございませぬ。

○津田政府委員 昨年の六月二日、当委員会におきまして、ただいまの青木美代さんという名前が出ましたが、その人のことにつきまして御質問があり、説明員が御答弁を申し上げたという事実につきましては、当時の速記録によりまして承知いたしております。

○神近委員 そのときに御質問申し上げたことはたくさんあつたのですが、そのときに第一は、大體大槻検事が引き受ける番であつたのが別所汪太郎ですか、そういう検事さんにかつておるのです。それでそのいきさつはどういうことであつたかということをおもひます。

○津田政府委員 問題の青木という方についての被疑事件は恐喝事件でありました。その事件につきましては、別に警察から送致されました関係事件がございまして、その事件の捜査中に発覚した事件でございませぬ。ところが、本件の問題の青木に対する逮捕状を交付された後、当時の主任検事が病気でありまして、急遽主任検事を変更したわけでありまして、その結果、別所検事がこの事件の主任検事になつたものでありませぬ。

○神近委員 この問題はあとでお尋ねしたいと思ふのですが、ダイヤモンドあるのは金、白金といふようなものが終戦時に、一応軍の命令で隠匿されたのです。それを今度駐留軍が来て摘発することになつて、新しい法律、隠匿物の摘発に罰法という法律ができたのです。そしてその法律によつて、こちらでは、その報償を受ける資格のある人がこの目にあつた。そして世耕さんと非常に協力して隠匿物資を——今日ここに書類がありませぬから、この点はあとでお尋ねいたしま

すけれども、いけま日銀の地下室にある十六万一千カラット、そのダイヤモンドについて報償を受ける資格のある人が、世耕さんによつて恐喝罪といふような名目で訴えられる。それが六月もほつておかれて、そして急に三十一年の五月十四日ですかに連れていかれる。そして五日目に急性肺炎といふ名前がなくなる。それが何とも納得のいかない事件なんです。これはあとでまた調査しなければならず、そのときに特別委員会ができておる。そしてその調査室があるいは調査長、そのお役人が二人もなくなつておるという事件もそばにはあるわけなんです。それでその別所検事の調査のしかたが非常に過酷であつたといふこと、そのことについて昨年のこの委員会でお尋ねを申し上げておるわけなんです。その調査をいまあなた、ただこの前の、去年の委員会の記録で読んだといふことをおっしゃつておられますけれども、そのとき調査事項をお願ひしたことにして、御回答はできておるのかどうか、それを伺ひたい。

○津田政府委員 その後におきまして、もちろん調査をいたしておりますので、その結果については御説明申し上げられると思つておるわけでございます。

○神近委員 その別所検事の取り調べ時間が非常に長かつたといふこと、そして病氣であるといふことがもうすではつきりして、脈搏だ、あるいは体温だ、あるいは消化器系統の様子だ、そういうふうなことがもうはつきりわかつておるのに、これを過酷な取り調べをしたといふことが一つの疑問なんです。そのことはどういふように、たとえば十六日ですか、もう病氣が始まつて朝からかゆを食つておるといふときに、十時間以上調査したといふような事件があるのです。いま最高裁判所の建設について象徴といふことが問題になつておりました。私はそはで聞いていて、象徴といふことが出る以上、司法制度そのものの本質を出すのが象徴でなくちゃならないと思つておられるので、まあそういうことはあまり論議されなかつた。そういうところはいまの日本の司法行政とい

うか、あるいは検察行政というか、そういうものの欠点があると思うのです。それで、この問題をじっくり食ひ下がるのは、そういうところに私どもと疑惑と不満があるというところを理解していただいて、そしてはつきりとこれはたくさん無数にあるケースの中のほんのたった一つの問題であるけれども、はつきりと遺憾であったのかあるいはこれが当然であったのか、そういうことを私は伺いたいと思うのです。

○津田政府委員 たいだいまのお尋ねでございますが、これは前回の御調査のときのお尋ねにつきまして調査した結果でもありますのでございませぬ。それにつきまして御説明申し上げます。

青木被疑者に対する別所検事の取り調べ状況は後に申し上げるのとおりでありまして、別に過酷な取り調べをしたという事実はございません。青木は昭和三十一年五月十四日、東京の自宅で逮捕されまして、同日の午後五時三十分大防地検の別所検事のもとに引致されたわけであります。翌十五日勾留状が發布されまして、大阪拘留所に勾留されたわけであります。別所検事の取り調べ状況は、まずその五月十五日、すなわち引致された日の翌日の午前四時四十五分から午後一時まで、及び午後一時二十五分から午後五時三十分までであります。このときは供述書調書を作成いたしておりますが、この取り調べ時間はたいてい申し上げましたように合計六時間二十分になります。それから第二回は翌五月十六日、午後六時から十時まででありまして、この取り調べ時間は四時間あります。それから第三回は五月十七日、翌日であります。これが午前四時四十分から午後五時五十分まで、午後一時二十分から午後五時五十分まで、午後六時三十分から午後十時十五分まででありまして、合計十時間二十五分ということになっております。この青木被疑者は、大阪拘留所入所当時の健康診断によりますと、疾病その他の異常はなかったわけであります。歯は総入れ歯でありまして、当時係官に對しかゆ食を給与してほしいということを申し出、したがって、そ

の意味においてかゆ食を給与しておたわけでございまして、十六、十七日は別段疾病の事実はありません。十八日は発熱をいたしましたこととありますが、その日は取り調べを行なっておりません。十九日の午前十一時ころになりまして、容体が思わしくないということ、拘留所から検察官に通知があったわけであります。そこで検察官、それから当時の弁護士等と協議の結果、執行停止をして病院に入院させるほうがよいという結論で、執行停止を裁判所に求め、それで同日午後二時でありましたか、執行停止があったということになっておるわけであります。ただ大阪拘留所におきましては、五月十八日以来相当の治療をいたしておりますし、御承知のように大阪拘留所は相当大きな拘留所でありまして、医療設備は整っておりまして、そのまゝの状態において、拘留所において静養することとも可能であったわけでありまして、やはり何と申しましたも本人の心理的な状況がありますので、執行停止のほうがよいのではないかとということで、弁護士と協議をいたして執行停止の職権発動を促すことを裁判所にいたしました。こういう事実になっておるわけでございまして、したがって、その間検事が被疑者を取り調べた措置、あるいは病気に關する措置については過誤はないというふうに考えております。

○神近委員 別所検事の取り調べが当然のことのようにいまおっしゃるのであれば、十八日から発熱してはいますね。そうすれば十七日に、あなたは十時間二十五分とおっしゃったのであれば、私どもの計算では十時間四十分になって、夜は十時過ぎまで調べているでしょう。そういうところと、それから十七日の取り調べが非常に過酷であったということ、それからこの人は、あなた方は仲間のことで、それからこの人は、調べに別にかかごいせんとおっしゃるけれども、非常に騒々しい調べ方をなさるそうである。たとえば、何か棒を持っていてテーブルをた

たくとか、くつで床をたたくとか、あるいはもうもうとした喫煙をなさるとか、私ども公平と正義なんというふうな司法行政のことはを考えると、ちょっと想像できないような調べ方をなさる性格を持っていらつしやる。この人に十時間四十分いじめられたら、相当私は、おかゆぐらいで——お屋は食べさせたい。だけれども、ともかくもずいぶん参るということはおあたりまえだと思ふ。だから翌日から発熱して病気になる。そのときに、これはこの前も坂本委員から御質問したことがあったので、けれども、十八日も調べることでございまして、十九日に、十時ころ非常に脈搏が弱くなって、そうして熱は比較的高くないというように、非常に不均衡な状態が出てきた。十時過ぎには検事には連絡をしてあった。それでも回生病院につれていったのは夕方なんです。いまおっしゃったように二時何分かに拘留所をはずした。だけれども、入院させたのは回生病院に入れたというのは夕方時間だったと思ひます。回生病院というのは、いまこそ拘留所が新しくなつて遠くなつておりますけれども、隣なんです。それでいてそういう手落ちをしたということがあるのですけれども、その点はあなた方はどういふような報告を受けていらつしやるのですか。

○津田政府委員 取り調べの点については、先ほど時間を申し上げたわけで、あるいは御調査の時間と若干違つておりますが、これは刑務所を出て検事の調べ室に参る時間が含まれておりますので、多少の違いはできておると思つております。本件につきましては、もちろん別所検事自体がたいてい御質問のような性格であるかどうかは、どういふ資料によつてそういう性格とお考えになつておるか、あるいは私にわかりませぬけれども、私自身も別所検事はよく存じておりますけれども、さういふ報告を受けておりますし、私自身もさう考へております。したがって、この取り調べ態度につきましてのお話につきましては、私どもはさう考へていないわけでございます。

それから、入院の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、大阪拘留所におきましては医療設備は十分整つておりますので、本来いへば刑務所で静養するというところでもいいわけでありまして、本人の心理的な状況を考慮して、やはり外部で静養するほうがよいという判断をして、別個に相談をしたということになった。したがって、別所検事が病氣であるという事実を知つたのは午前十一時過ぎであるというふうに報告を受けておりました。裁判所における執行停止の手続等の時間がありまして、二時五十分回生病院に入院したという事実になっております。

○神近委員 あなたは別所さんをよく知つていらつしやるから、私は公平な批判ができないと思ふことあるのですけれども、これは一般官僚組織のことでありまして、これは一般官僚組織の間四十分なんというふうな普通の労働時間をオーパスするくらいの調査は平常行なわれているのですか。その一点は、あなた方には何にも呼び起こすものはないのですか。十時間四十分、あなたは十時間二十五分とおっしゃるけれども、それで翌日は発熱している。それを考えれば、十時間四十分調べたということは、本人には心理的あるいは肉体的に非常な負担を与えたということが考えられる。おかゆを食べたのは歯が悪かつたのだとおっしゃるのですけれども、それでお屋もおかゆを食べていたのかどうか知りませんが、ともかくもそういう状態の人を十時間以上糾明することとは、あまり正義と公平が行なわれる裁判じゃない。それに、これはこの次委員長に御相談して、理事會にかけて、私どもは世耗さんの扱ひ方を一度伺いたいと思つておるのですけれども、みんな仲間は無罪になっておられます。一人だけ三千円の罰金をどういふ名目で科せられていられるけれども、あとの五、六人はみんな無罪になつていられるのです。それをさういふ過酷な調べ方をする必要があつたのかどうかということが、私ども検察行政のあり方についての疑惑なんです。そのことについてあなたはどう考へてですか。

○津田政府委員 たいまお尋ねのございました別所検事を私はよく知っておりますと申し上げましたが、私は多年検察官をいたしておりましたので、相当年配の検察官はほとんど知っております。個人的にじつこんにしておるといふ意味ではございませんので、その点は御了承を願いたいと思っております。検察官として相互に知っておるといふ意味でございます。

それから十七日の日に別所検事が十時間二十五分取り調べをいたしましたことは、いかにも過酷であるというふうなお尋ねでございますが、勾留されておる場合の被疑者に対する検察官の取り調べと申しますのは、やはり勾留の日限の関係、それから他の被疑者との関係等いろいろございまして、本人に苦痛を与えない限度においては、ある程度長時間の取り調べはやむを得ないことと思っております。また、そういうことによりまして勾留期間も短くできるわけでありまして、そういう意味において、ただ時間だけの問題とのでは批判はできないというふうには私どもは考えております。ただ、検事の取り調べにつきましては、調書をつくる時間とか、いろいろなことございまして、必ずしもその時間が質問あるいは陳述を求めらばかりの時間の連続といふふうにはどうも考えられないわけでありまして、そういう意味におきまして、前後の時間を通算すればかような時間になつておるといふふうには考えておりますので、具体的事情によって特に過酷であったと判断できない限り、過酷なものといふふうには、時間だけというのではできないと考えております。

○神近委員 時間だけじゃないですよ。翌日もう発熱して病気がなつていくというふうなことを考えれば、これは時間が長かったからという、あなたはそれで逃げようとなさるけれども、発熱して翌日病気がなつていくというのを考えれば、どんなに過酷であったか、そして負担が大きかったかというものが私にはわかると思うのですけれども、それでもあなたは同業者のよしみで、これが過酷であったというふうなことは言いたくないのですか。

○津田政府委員 御質問ではございますけれども、人間のからだではございますから、翌日発熱することもございますし、それはしばしばわれわれの経験しておるところでございますので、翌日発熱するかどうかという状態が調官にわからなかつたということがあつても、それはやむを得ないことである。あるいはほかの事情によって翌日発熱したかもわかりませんが、それと取り調べと因果関係があるというふうには私どもは考えておりません。

○神近委員 結局、あなたもそういうことをやつてきた方なんです、いまのお話を聞いてみると、やはり同じような過酷な取り調べを平気でやってきたお人なら、もうわれわれに文句を言うところはないですね。それで今日の検察行政の一部を私どもはわかつたような気がいたします。ここであなたを認めておいてはならないことを考えれば……。

その次のことでありまして、昨年度本委員がいろいろお尋ねいたしましたのですけれども、その中に、なくなつた場合は、司法大臣とそれから家族に即刻通告をしなければならぬ。ところが大臣にも家族にもその通知はいつていないというところになつておるのですけれども、その後調査はできておるのですか。

○津田政府委員 たいまのお尋ねのうち、私個人のことにつきまして申し上げますが、私は十年間裁判官をいたしておりました、その後法務省に参りまして、司法行政官、それから検察官をいたしておるわけでございます。私自身といたしましては、見習いのはきは別といたしまして、検察官として現場で取り調べをいたしたことはございせん。でございますから、私がそういう前提であるというふうにお尋ねくださることは誤解というふうにお申し上げざるを得ないわけでありまして、そこでただいまの後のお尋ねでございますが、監獄法によりまして、病院に在監者を移送した場合に、法務大臣に申報する、あるいは家族

に通報するということになつておることはたたいまも仰せのとおりでございます。本件の被疑者につきましては午後二時ごろに勾留の執行停止になつておる。したがうして、拘留所といたしましては、回生病院に送るという措置をとりました。これは監獄として、つまり拘留所としての権限に基づいて病院移送をいたしましたものではございません。あの監獄法の規定は、拘留所の権限において拘留所で療養できないから病院移送するということで、拘束が続いておる状態の場合をさすのであります。本件は勾留執行停止になつておりますから、全く自由な身になつておる。したがうして法律上は大臣に申報する必要はもろろないわけでございますから、したがうしてそういうものはなされなかつたということになるわけでありまして。

○神近委員 それじゃ家族についてもなかつたということも、同じような理由によるのですか。

○津田政府委員 さうでございます。これは家族に通報するということ、大臣に申報する規定とは同種の規定でございますので、それはいたしておりませんが、家族については当然弁護士が承知して連絡をしておるわけでありまして、したがうして勾留執行停止後は全く自由なからだの方です。別、別に拘留所は家族に通知するという問題にはならないというふうには考えます。

○神近委員 それではあなたまたこうおっしゃるでしょう。この死体は二十四時間以内に焼かれておるのです。この問題は、それは監獄を出して病院に預けたのだから病院の責任ですか、どつちなんですか。

○津田政府委員 全くそのとおりだと思ひます。調査をしながら、その点につきましては若干の調査をいたしておりますから、もし御必要であれば申し上げます。

○神近委員 この案件は、これはここだけでなく、また決算でも問題になると思うのですけれども、この二十四時間以内に焼いたということ、どつちを切符を買つてあつたから間に合つた、死体に会

えたので、通知もなく、それからなくなつてから切符を買つて行つたというのでは間に合わなかつたわけなんです。おまけにこの責任者の大島源八という医師でなくして、死亡診断書は中島裕という女医さんが出してあります。そうしてちゃんとはつきりと二十四時間たないうちに焼くようなごまかしをやつておる。拘留所からきた通知と、それから病院からきた通知の間にズレがあるので、それを私どもは伺つておるわけですから、ちよつと御猶予を願ひます。

○津田政府委員 先ほども申しましたように、この回生病院入院後の措置につきましては、法務省の系統においてはもろろん関知をしないことでありまして、その内容については前回お尋ねがあつたようでございますので、調査はいたしておりません。これは職務上の調査ということでなく、必要関連事項として調査した結果でございますが、そういう意味でお聞き取り願ひたいと思ひます。死亡診断書によりまして、たたいま仰せのとおり回生病院の医師中島裕、これは御婦人かどうかわかりませんが、この人の診断書になつておる。それで死亡時刻は昭和三十一年五月十九日午後七時四十分ということになつておる。ところが、これがどういふわけであつたのか、その翌日火葬に付されたかというこの事情については判明いたしません。遺族の方が見え、いろいろ葬儀関係者とも協議された結果、翌二十日中に火葬にしたいという遺族の御依頼があつて、翌日午後八時の斎場の火葬を行なう時間の最終時間に間に合はせるようにして翌日火葬に付したというふうには私どもは調査の結果承知いたしております。したがうして、その翌日の斎場の最終の火葬の点火時間と申します、それは八時ださうであります。したがうして、十九日の七時四十分には亡くなられたとすれば、午後八時に点火すれば、二十四時間二十分たつておることになりますので、別に火葬、埋葬関係の法令に違反するわけではないとい

えたので、通知もなく、それからなくなつてから切符を買つて行つたというのでは間に合わなかつたわけなんです。おまけにこの責任者の大島源八という医師でなくして、死亡診断書は中島裕という女医さんが出してあります。そうしてちゃんとはつきりと二十四時間たないうちに焼くようなごまかしをやつておる。拘留所からきた通知と、それから病院からきた通知の間にズレがあるので、それを私どもは伺つておるわけですから、ちよつと御猶予を願ひます。

○津田政府委員 先ほども申しましたように、この回生病院入院後の措置につきましては、法務省の系統においてはもろろん関知をしないことでありまして、その内容については前回お尋ねがあつたようでございますので、調査はいたしておりません。これは職務上の調査ということでなく、必要関連事項として調査した結果でございますが、そういう意味でお聞き取り願ひたいと思ひます。死亡診断書によりまして、たたいま仰せのとおり回生病院の医師中島裕、これは御婦人かどうかわかりませんが、この人の診断書になつておる。それで死亡時刻は昭和三十一年五月十九日午後七時四十分ということになつておる。ところが、これがどういふわけであつたのか、その翌日火葬に付されたかというこの事情については判明いたしません。遺族の方が見え、いろいろ葬儀関係者とも協議された結果、翌二十日中に火葬にしたいという遺族の御依頼があつて、翌日午後八時の斎場の火葬を行なう時間の最終時間に間に合はせるようにして翌日火葬に付したというふうには私どもは調査の結果承知いたしております。したがうして、その翌日の斎場の最終の火葬の点火時間と申します、それは八時ださうであります。したがうして、十九日の七時四十分には亡くなられたとすれば、午後八時に点火すれば、二十四時間二十分たつておることになりますので、別に火葬、埋葬関係の法令に違反するわけではないとい

えたので、通知もなく、それからなくなつてから切符を買つて行つたというのでは間に合わなかつたわけなんです。おまけにこの責任者の大島源八という医師でなくして、死亡診断書は中島裕という女医さんが出してあります。そうしてちゃんとはつきりと二十四時間たないうちに焼くようなごまかしをやつておる。拘留所からきた通知と、それから病院からきた通知の間にズレがあるので、それを私どもは伺つておるわけですから、ちよつと御猶予を願ひます。

○津田政府委員 先ほども申しましたように、この回生病院入院後の措置につきましては、法務省の系統においてはもろろん関知をしないことでありまして、その内容については前回お尋ねがあつたようでございますので、調査はいたしておりません。これは職務上の調査ということでなく、必要関連事項として調査した結果でございますが、そういう意味でお聞き取り願ひたいと思ひます。死亡診断書によりまして、たたいま仰せのとおり回生病院の医師中島裕、これは御婦人かどうかわかりませんが、この人の診断書になつておる。それで死亡時刻は昭和三十一年五月十九日午後七時四十分ということになつておる。ところが、これがどういふわけであつたのか、その翌日火葬に付されたかというこの事情については判明いたしません。遺族の方が見え、いろいろ葬儀関係者とも協議された結果、翌二十日中に火葬にしたいという遺族の御依頼があつて、翌日午後八時の斎場の火葬を行なう時間の最終時間に間に合はせるようにして翌日火葬に付したというふうには私どもは調査の結果承知いたしております。したがうして、その翌日の斎場の最終の火葬の点火時間と申します、それは八時ださうであります。したがうして、十九日の七時四十分には亡くなられたとすれば、午後八時に点火すれば、二十四時間二十分たつておることになりますので、別に火葬、埋葬関係の法令に違反するわけではないとい

えたので、通知もなく、それからなくなつてから切符を買つて行つたというのでは間に合わなかつたわけなんです。おまけにこの責任者の大島源八という医師でなくして、死亡診断書は中島裕という女医さんが出してあります。そうしてちゃんとはつきりと二十四時間たないうちに焼くようなごまかしをやつておる。拘留所からきた通知と、それから病院からきた通知の間にズレがあるので、それを私どもは伺つておるわけですから、ちよつと御猶予を願ひます。

○津田政府委員 先ほども申しましたように、この回生病院入院後の措置につきましては、法務省の系統においてはもろろん関知をしないことでありまして、その内容については前回お尋ねがあつたようでございますので、調査はいたしておりません。これは職務上の調査ということでなく、必要関連事項として調査した結果でございますが、そういう意味でお聞き取り願ひたいと思ひます。死亡診断書によりまして、たたいま仰せのとおり回生病院の医師中島裕、これは御婦人かどうかわかりませんが、この人の診断書になつておる。それで死亡時刻は昭和三十一年五月十九日午後七時四十分ということになつておる。ところが、これがどういふわけであつたのか、その翌日火葬に付されたかというこの事情については判明いたしません。遺族の方が見え、いろいろ葬儀関係者とも協議された結果、翌二十日中に火葬にしたいという遺族の御依頼があつて、翌日午後八時の斎場の火葬を行なう時間の最終時間に間に合はせるようにして翌日火葬に付したというふうには私どもは調査の結果承知いたしております。したがうして、その翌日の斎場の最終の火葬の点火時間と申します、それは八時ださうであります。したがうして、十九日の七時四十分には亡くなられたとすれば、午後八時に点火すれば、二十四時間二十分たつておることになりますので、別に火葬、埋葬関係の法令に違反するわけではないとい

えたので、通知もなく、それからなくなつてから切符を買つて行つたというのでは間に合わなかつたわけなんです。おまけにこの責任者の大島源八という医師でなくして、死亡診断書は中島裕という女医さんが出してあります。そうしてちゃんとはつきりと二十四時間たないうちに焼くようなごまかしをやつておる。拘留所からきた通知と、それから病院からきた通知の間にズレがあるので、それを私どもは伺つておるわけですから、ちよつと御猶予を願ひます。

○津田政府委員 先ほども申しましたように、この回生病院入院後の措置につきましては、法務省の系統においてはもろろん関知をしないことでありまして、その内容については前回お尋ねがあつたようでございますので、調査はいたしておりません。これは職務上の調査ということでなく、必要関連事項として調査した結果でございますが、そういう意味でお聞き取り願ひたいと思ひます。死亡診断書によりまして、たたいま仰せのとおり回生病院の医師中島裕、これは御婦人かどうかわかりませんが、この人の診断書になつておる。それで死亡時刻は昭和三十一年五月十九日午後七時四十分ということになつておる。ところが、これがどういふわけであつたのか、その翌日火葬に付されたかというこの事情については判明いたしません。遺族の方が見え、いろいろ葬儀関係者とも協議された結果、翌二十日中に火葬にしたいという遺族の御依頼があつて、翌日午後八時の斎場の火葬を行なう時間の最終時間に間に合はせるようにして翌日火葬に付したというふうには私どもは調査の結果承知いたしております。したがうして、その翌日の斎場の最終の火葬の点火時間と申します、それは八時ださうであります。したがうして、十九日の七時四十分には亡くなられたとすれば、午後八時に点火すれば、二十四時間二十分たつておることになりますので、別に火葬、埋葬関係の法令に違反するわけではないとい

えたので、通知もなく、それからなくなつてから切符を買つて行つたというのでは間に合わなかつたわけなんです。おまけにこの責任者の大島源八という医師でなくして、死亡診断書は中島裕という女医さんが出してあります。そうしてちゃんとはつきりと二十四時間たないうちに焼くようなごまかしをやつておる。拘留所からきた通知と、それから病院からきた通知の間にズレがあるので、それを私どもは伺つておるわけですから、ちよつと御猶予を願ひます。

うふうになつておるようでございます。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕

○神近委員 家族の要請によって二十四時間以内に焼いたとあなたはおっしゃるのでね。それは伺えませんがわかることだから私も調査します。だけれども、これも監獄法によるのですか。これは坂本委員がいまいられないので何ですか。この前の質問を申し上げたときに坂本委員から出たのは、解剖を申し上げたことかということ、これはまた参考人の中にこの実際を見た人に出てきていたかどうかと思つていますけれど、非常に苦悶していた期間があったのです。廊下でもうほとんどころがるほど苦痛があったということ、それから死体に斑点が非常に多かったということ、人命尊重という要請が出たのだと思つたので、どういふわけで司法解剖と行政解剖とがどういふ手段をとられなかつたのか、これもあなたの方の逃げ口は監獄法ですか。

○津田政府委員 俗に申します司法解剖あるいは行政解剖と申すもの、まず行政解剖といわれておるものは死体解剖保存法第八条の規定による権限でありまして、これは都道府県知事が伝染病、中毒または災害により死亡した疑いのある死体その他死因の明らかでない死体について、死因を明らかにするため検案をさせたり、あるいは死因が不明しない場合は解剖させる、これが行政解剖の規定でございます。ところが本件につきましては、先ほど申し上げましたように、刑務所の医師によりまして、あるいは回生病院の医師によりまして、死亡の死因は急性肺炎であります。したがって、行政解剖をする要件には当てはまらぬ、こういうこととあります。それからもう一つ司法解剖と申すのは、検察官等が捜査いたします場合の鑑定を嘱託によって裁判所の許可状を得てやる解剖でございます。しかしながら、それは死因について犯罪の疑いがある、検察官が捜査を開始して初めてできることなんで、この死因

は先ほど申し上げましたように急性肺炎で、明らかでありますので捜査を發動することはできません。したがって、司法解剖のできる要件にも当てはまらぬ、こういう意味において解剖はしなかつた。こういうことになるわけでございます。

○神近委員 いま御説明を聞いていけば、私も疑つてゐるのは、ダイヤモンドの摘発からんだことに大きな勾留の問題があると思つてゐるの、それで私もいろいろの疑惑をこの問題には持つてゐるわけですね。あなたは法文によつての御説明で、まあそれで一応この問題は説明されたとお考へになつてゐるでしょう。だけれど、この事件のときに、昨午人権擁護局に、もう少し人間の立場から御調査を願つておいた事項があつたと思つたのです。非常にたくさんありますので、時間の関係で——もう少し私は鹽野調査部長にも伺つたいことがあるので、人権擁護局ほどの程度のことを調べていただいたかということをお伺ひいたします。

○鈴木(信)政府委員 基本的な人の生命というものが最も尊重すべきものであることは、これは申し上げるまでもないこととあります。ところが、この事件につきましては、先ほど刑務局長から説明がありましたように、逮捕状によつて適法な手続によつて逮捕された被疑者が、検察庁の取り調べ、それから本日は特にそこまで御質問が入らなかつたようでありますけれども、拘留所の取り扱ひに何か手落ちがあるのではないか、まあ概括的に申し上げますとそういうことであるかと思つております。したがって、直接検察庁あるいは拘留所の仕事を担当いたします刑務局あるいは矯正局関係でまず内部の調査をされるのが適當である。その上でも人権擁護上の問題にすべき具体的事実が出てまいりますれば、これは場合によつては私も調査をする必要がある。このように一般的に考へられるわけでありまして、現在、お聞きのとおり、私もお伺ひしたままにまだ具体的に人権擁護上問題とすべき点を認めるに至りませんので、したがって

まして、いまだ立件の上調査するという段階には至つておらないというのが現在の事情であります。

○神近委員 人権擁護局というのはその程度のものですかね。刑務局長の法文一本やりでいかれる説明と、私もいろいろの問題について持つてゐる疑惑といふものの性質とは、この応答でよくわかりださうと思つたのです。私も何となく納得できないものがあるからこうやつて問題を持つてきてゐるので、これはあとの鹽野調査部長にお尋ねすることに關連してゐるのですけれども、人権擁護局といふものはその程度の、やはり同調的な調査しかできないものかということがよくわからなかつたような気がしますから、それで私は問題をほかに移しますが、關連があるからですか……。

○田中(義)委員 關連して。ただいまの神近委員の津田刑務局長に対する、いわゆる執行停止後拘留所以外のところで死亡した者に対する死亡通知義務の問題でございます。執行停止という關係で完全な本人が自由な立場になつてゐるんだという刑務局長の御答弁には、私もやはり納得できないのです。停止条件といふものがなくなれば、私はやはり当然勾留が再開せられるべき性質のものだと思つたのです。この場合には、たまたま停止中に本人が死亡したという事実で、勾留再開という事情にはならなかつたわけでございます。そういう意味からいへば、刑務局長の御答弁になつた、本人は完全なる自由な身なので拘留所としてはその点については関知しないのだということ、やはり法解釈の上から見ていえないのではないかと。刑事訴訟法の規定でいへば勾留執行停止になるという場合には、必ずその家族なりそういうような者から、停止条件が解消した後における出頭義務の規定があるように私は理解をしておるので、そういう点から見まして、本人が死亡した場合には、少なくとも病院としては拘留所に連絡をしなければならぬ。これは法的な義務であるかどうかという問題もありませんけれども、私は、病

院側にもその義務がありますし、拘留所としては、少なくともその通報を受けた場合における処置が当然拘留所側として出てこなければならぬものだと私は思つたのですが、その点、どうも刑務局長の御答弁では理解できないのです。本件の場合においては、本人が死亡したという新しい事態が起こつておるから、もうそれで拘留所の責任が全然解除されておるんだということにはならないのが——やはり執行停止といふいわゆる行政処分当然の効果として責任が拘留所側に残るものだ。万が一死亡といふような事態でなければ、これはやはり勾留再開といふような事態が当然出てくるのでございます。その点が私も納得ができませんので、刑務局長にその点についての御見解を伺つたいと思つたのであります。

○津田政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、勾留の執行停止につきましては、今度は勾留の執行停止の取り消しということ、あるいは勾留執行停止期間がついておりますと、その期間の満了ということによつて再び収監されるということになるわけでございます。しかしながら、その間におきましては住居の制限等をいたす場合はございますけれども、別にその間の行動につきましては何らの束縛はないわけでありまして、したがって、拘留所のほうにおきまして、まあ本件の場合は事実として回生病院に入院しておるということも承知し、あるいは死亡したということも承知したろうと思つておられますけれども、拘留所としては、法的にはこの執行停止者についてその行動を監視するとか、そういうことは何もないわけでありまして、執行停止の取り消しの決定がありました場合は、検察官の指揮によつてそれを収監するということとあります、その場合に監獄看守を使ふということとありますけれども、それは司法警察官や検察事務官を使ふと同じに使えるというだけのこととあります。したがって、もう一度執行停止を取り消す決定があつて、それを検察官が執行するまでは、この被疑者は自由であるということになるわけでありま

す。したがって、その間に被疑者の身分あるいは身体にどういふ変動が起きたかということ、刑務所がこれを了知する方法がないわけであり、刑務所がこれを了知する方法がないわけであり、したがって、刑務所にさような義務はないわけであり。

○田中(義)委員 だいたいの御答弁で、私ますます刑事局長の御見解に疑問を抱かざるを得ないのです。ことにこの場合刑が確定しておられるに、ゆるる服役中の者と、被疑者として勾留をされておられる者との間の相違というものはやはり出てこなければならぬ。特に神近委員が指摘しておられるのは、まだ被疑者の段階における勾留中の問題であるところ、いわゆるこれは裁判が確定するまでは法廷で疑いを提起されている側との間に争うところの、いわゆる人権というか、被疑者の権利というものが憲法で保障されておられるという立場において、やはり取り調べにおける検察官の態度というものが当然問題になるのだ、こういう一般的な前提の上に立つての質問でございます。特にそういう意味の、勾留中に病氣発生という事態——もちろんあなたの御答弁では、大阪拘留所は医療設備もあるから、拘留所の中で療養する、静養するという処置もとれないことはなかったけれども、本人の精神的な関係も考慮して執行停止処分をするという場合に、執行停止処分が決定され、そうして身柄が外へ出された関係において、拘留所の責任が全然解除されるのだという点は、私はどうしてもそういうことにならないと思ふ。また、これは刑事訴訟法の規定は何条かはつきりいたしませんけれども、やはり執行停止処分の取り消しをしなければそのままになるのだという点についても、停止という条件からくるこの、これは一般の法律概念の上から見ても、私は、やはり拘留所に責任が残っておるもの、こういうふうな理解をせざるを得ないのであります。が、関連質問でございますから、その点を申し上げて、もし御答弁があれば伺いますが、いずれこの件については私どももあらためて質問をいたしたいと思ひます。

○津田政府委員 だいたいま申し上げたのは、刑事訴訟法九十八条の規定に基いて申し上げたわけであり、私どももいたしましては、勾留執行停止で刑務所外に出た人に対しては、刑務所としては何らの責任はない。むしろ勾留状が出ておる、しかも勾留停止中であるという関係だけにすぎない。拘留所あるいは刑務所としては何ら関係ないということに考えております。

○神近委員 この問題はもう少しわれわれも勉強して、もう一度御質問申し上げることにいたします。

私はこの問題で一番——さつき申し上げたように、いま日銀の地下室にあるダイヤモンド、これにからんでいる問題だから、こういうようにしてこくお尋ねするわけなんですけれども、この青木という人は、いま日銀の地下室にあるダイヤモンドの摘発に全面的に協力したという、自分で考えていらつしやる。これは世耕さんが相棒でありますから、そのときの摘発委員長でありますから、世耕さんがよく御存じだと思ふ。これは一度ぜひ出ていただいております。これは一度ぜひ出ていただいております。これは一度ぜひ出ていただいております。これは一度ぜひ出ていただいております。

物質摘発の報償法という法律は二十二年に廃止になっております。そうしてここに原書の控えがございますけれども、この青木さんという人がこの報償についての要請状ですか、要求書を出してあります。そのときの総理大臣の吉田茂氏あて、その前には大蔵大臣の向井忠晴氏あてて要請状を出している。私が鹽野さんにお伺いしたいのは、こういうような法律が二十二年に廃止になったとすれば、この要請状というか、要求というふうなもの、その後はものをいわないということになるのか。それとも、その法律がまだあった間に、法律がまだ生きていた間にこの要請状を出して、その結果がつかないであつたか、この要請状に対しては、それは継続的にこの権利があつたのかどうか。これはもう大蔵作家なら、たいへんこれは簡単に結論が出ると思ふのですけれど、そういうわけには

いかない。これは国会の委員会であり、私どもから、そういうわけにはいかない。それで伺うんです。これはどういふような効果があるのか、あるいはそのときに切られてしまふのか、そのことをちょっと伺いたいと思ひます。

○鹽野政府委員 だいたいまのお尋ねでございますが、私どももいたしまして、すでに廃止された法律のことでございます。いま手元に資料も用意してございまして、なお十分調査してから御返事を申し上げます。

○神近委員 この十六万一千カラットの日銀にあるところのダイヤモンドは、これによりまして、この総理大臣に対する要請の書類によりまして、ほとんど全部の人が協力して出したということになっております。それからもう一つ事実として、この安田銀行の中にあつたところの四万五千カラットですか、これは暴力団や何かかららんで、そしていろいろ劇的なことが行なわれて、安田銀行の中に何人かの人が、やぐさのような人たちが来て、それで渋谷署の刑事が何人か入つて、その人たちが追いつ返すことができたというほどの劇的な場面があるわけなんです。ですから、私はこの青木という人が、このダイヤモンドの摘発に全面的に協力したということ、その一事だけでもわかつたかと思ふ。これは渋谷署の刑事たちを呼ばずぐわかつたことなんで、私は、それがその間になくなつたということに不審を持つということと同時に、それほどの功績のあつた人に何ら報いることなく、死んだからといってほつておけるものか、これは行政訴訟なり何なり起こすべきじゃないかということが私どもの今日の、まあかすかな、この問題についての終末的な処理だと思ふのです。その点、私はダイヤモンドが総理府に行つたり、あるいはどこかに、あつちこつちとダイヤモンドの書類が回つていて、いま大蔵省に行つたということがわかつておられますけれども、ともかくもこの処理を目前にして大蔵省が取り返したということ、それからまた、こういうふうな、自分

の財産をすつてまでその摘発に助力した人を、死んだからといってほつておけるかということが私の最大の関心事であります。家族の人は、そのために非常に苦勞して子供を育て、そしてようやくやさやかな生活ができるまでで、初めて、初めてこの夫の死にやういふものに疑惑を持つたことを国会に持ち出されたんです。それまではどういう方法をとつていいかわからなかつたんです。だから私は、ほつておくべきでない、何らかの形でこの故人の努力に国は報いなくちゃならない。まあ何十億とか何百億とかいふようなことがいわれて、あの日銀のダイヤモンドがまためちやくちやになるということ、これは私どもは許しておけないと思ふのです。その点、どういふ方法があるか。そして、これは国家のものだから、その調査はすぐできます。どういふ方法によつて、これをある程度自由な処理を行なわせる内容にできるかということをお急ぎだつたのを残つていた。それは、せつかくお急ぎだつたのを残つていた。それは、せつかくお急ぎだつたのを残つていた。それは、せつかくお急ぎだつたのを残つていた。

○鹽野政府委員 実は私自身もいたしましては、ただいまの問題、本月初めて伺つた問題でございます。調査部長ということで私に御指名いただきましたことと存じますが、私、実は法務省の司法法制調査部長でございます。私の調査いたしますのは、司法法制並びに法務に関する統計というのが所管事項でございます。ただいまお申し出のありました事項は、実は役所の所管から申しますと、私のところからははずれてはいるわけでございます。

それからいまの隠匿物資の法律でございますが、だいたいま古法律でございます。はたして法務省の所管であるのかどうか、それから返還の請求なりについての所管が通産省であるのか、大蔵省であるのか、あるいは法務省も一部関与するような手続であつたのか、これらの事情も現在のところ、私たいたいまはつきりいたしませんので、それ

らの点につきましては、なお帰りまして研究させていただきますと存じます。ただ問題の筋は実は私のところの所管からはちょっとはずれておりますので、その点御了承願いたいと思ひます。

○神近委員 それは私もそういうことではないかというのを考えたのですけれども、ともかくきょう出ていらしたからあなたにちょっと伺つてみたのです。この法律は二十二年の八月に廃止されました、そして、その後、経済調査庁に移管されて、それから今度は総理府の管轄になつて、今度はまたそれが大蔵省に返つていったということになつてゐるので、それで大蔵省に——昨年六月も、ともかく総理府にお願いしてみたのですけれども、それが責任者なのか、どこで調査ができるのか、一向わからないのです。そして、ダイヤモンドだけは、この日銀のダイヤモンドだけはみんな頭の中であつて、一昨年、昨年、本年も、ダイヤモンドだけは見に行つてゐる。私はそういうところが非常に不明朗だと思つてゐる。だから、この所管をはつきりしていただいて、どういふわけで経済調査庁から、総理府から、今度はまた大蔵といふふうに移すのか、どこにそれを握つてゐるところがあるのか、それを、調査をあなたができてゐるから、私のほうに、どこに行けばいいということをおつと御通告願ひたいと思ひます。

○鹽野政府委員 帰りましてお返事いたします。○大竹委員長代理 志賀君。○志賀(義)委員 人権擁護局長にお聞きします。きょうは簡単な中間報告を伺いたい。

第一は、去る三月十九日の当法務委員会において、私があなたに伺つたところ、こういう御答弁がありました。これは国鉄の例の裸進行事件です。あなたの御答弁は「本件進行は被逮捕者の人権尊重について欠けるところがあつたといわざるを得ない、こういう結論に達したのであります。そこで担当の東京法務局は、右鉄道公安職員らの監督者でありますところの東京鉄道公安支部長に對しまして、今後このやうなことをないやうに部下職員を嚴重に指導監督すべき旨説示をしたのであります。」という御答弁でありました。その結果、東京鉄道公安支部長のほうからあなたに對しどういふ答弁ないし意思表示がありましたか。それを伺いたい。

○鈴木(信)政府委員 説示の趣旨を尊重して今後十分注意するという趣旨のお答えがございました。

○志賀(義)委員 ところで、被逮捕者は現在なお国鉄にとめておられますか。解雇されたのか、休職処分になったのか、また休職処分になったら、現在どういふふうになつてゐるのか、その点はお調べになつたことございますか。

○鈴木(信)政府委員 本件に關係いたしました三名の被告につきましては、昭和三十八年十月三十一日に免職処分せられた、このやうに聞いております。

○志賀(義)委員 第一審で無罪の判決が出ております。そうしますと、この事件は、法律の適用上もなおいろいろ問題があると思つてございませうが、これで無罪が確定したという場合には、この処分を当然取り消されるべきものと思ひますが、その点はいかがでございますか。

○鈴木(信)政府委員 確定判決によりまして、処分の前提となりました事実が否定されたのであれば、処分権者のほうで、すでに行なわれた処分に對しても、何らかの是正措置をおとりになるのが妥当であると思ひます。しかしながら、この刑事事件につきましては、私もまだその判決理由の要旨を、新聞で承知いたしました程度で、判決書本ものの写しを入手しておらず、また、その判決に對しましては、すでに三月二十二日付で控訴の提起がなされておるようでございます。したがって、いまのところ、現在のこのやうな状況下で、任命権者のほうでどうされるのが妥当かというところは、私のほうではまだその最終の結論には到達してないわけでございます。

○志賀(義)委員 そうしますと、とにかく第一審で無罪の判決が出てゐる。そういう場合に、これを有罪のものとして、そういうふうな免職処分をしたというところは、これは人権上行き過ぎであるか、ないか、その点についての御見解はいかがでございますか。

○鈴木(信)政府委員 先ほどもお答えいたしましたやうに、判決自体はまだ確定しない状況でありますから、判決としての効力は発生してないと思ひます。かりにまた確定いたしましたとしても、刑事判決でありますから、その効力、正確に申しますと、訴訟法上のいわゆる既判力が当然行政処分及びふといふわけのものでもありませんから、もしその点をお争ひになるのであれば、これはやはり別に懲戒処分取り消しの行政訴訟を提起されまして、そして裁判所の判断を求めることによつて、その権利の保護をされるのが適当な方法であるかと考えます。

○志賀(義)委員 ただいままだ判決の正文を見ておられないということですが、この問題は、先日申しましたとおり、そういう免職処分というところは、きょうこの法務委員会ではじめてはつきりしたのでございますから、判決が最高裁判所から当法務委員会へ回つてきた上で、あらためてこの点について伺つて伺つて、きょうは中間のそういう御報告を承つたことにおきまして、国鉄から来ておられますから、法務課長に伺ひますが、人権擁護局長からそういうふうな説示があつたのに対して、今後そういうことのないやうにする、こういうことではあります。私も、私どもから見れば、行き過ぎの免職処分になっておられます。第一審の裁判でも、あなたの方の考え方は反對の結論が一応出ている。それからこの事件の事柄については、判決も不当労働行為、こういうふうになつてゐるのであります。これについて今後どういふふうになるか。こういう判決が第一審で出て、今後争われるにしても、法務課長としてはどういふふうにお考えでしょうか。

○上林説明員 ただいまの志賀先生のお話でございますが、これにつきましては、いま法務省から御答弁されたことに尽きておると思ひますが、本

件の訴訟はまだ確定しておらないと聞いております。したがつて、事実關係につきましても、これは国鉄は国鉄としてこれが行政処分と申しますか、免職処分の対象になると考へて、四名につきまして当時免職の処分をいたしましたわけでございます。かりにこの判決が確定いたしましたら、仮定いたしましたとしても、一般に同一の事実につきましても、刑事処分と懲戒処分とは当然その目的とか性格とか異なるわけでございますから、事実に対する対処のしかたも、必ずしも同一でなければならぬといふことは考へておけません。国鉄の処分は、先生御承知のやうに、国鉄の就業規則に基づいて処分をいたしましたわけでございますから、これは正当な処分と考へており、目下のところ、これについては取り消すとかいふ特段の処置をとるといふ考へは持つておりません。

○志賀(義)委員 そうすると、懲戒処分の理由はここでは公表できませんか。就業規則に基づくとしても、どういふ理由で懲戒処分して免職にされたか、その点をはつきりできませんか。

○上林説明員 これは実は昭和三十八年の七月十六日に、この四名の本人に事前通知を發してあります。これによりまして、日本国有鉄道職員就業規則第六十六条の十七号に、その他著しく職員として不都合な行為があつたとき、これに該當するものとして、結局日本国有鉄道法第三十一条の定めに基づいて懲戒処分したわけでございます。○志賀(義)委員 その就業規則のいまの条項に基づいておやりになつたというのだが、今後の判決の第一には、それを一方的に適用することがこの場合には不当労働行為になる、こういうことになつております。その点について、裁判所の第一審でそういう判決が出たことについては再検討なさいましたか。まだ何らなされないのですか。

○上林説明員 ただいまの判決は私も確定したものと承知しております。なお、この記録につきましても、したがつて、これはどういふ内容であるかということについては承知しております。かりにそれが確定した事実であると仮定した



通じて、人権侵害事実調査申立て書と題する書面の提出があったのであります。そこで調査に着手したわけでありますが、同局におきましては、まず三月二十五日に申告者本人、すなわち中村さんから事情詳細を聴取いたしまして、引き続き目下関係者を呼び出している、そういう段階でございます。

○志賀(義)委員 わかりました。そこで、ごく簡単に伺いたしますが、問題のキセナラミンについて、イタリヤのほうでは一般に発売されておいて日本でも伝研並びに東北大学で調べたら別にそういうのがなかった、こういうふうになっておりますが、その点について別の医学雑誌では、ことに臨床医師のデータで副作用として肝炎を起こすことが確認をされているということがございますけれども、その伝研及び東北大学ではそういうことについては全然考慮していなかったかどうか。その点をお調べになりましたか。

○鈴木(信)政府委員 先ほど申しました人権侵害事実調査申立て書の中にはいろいろ書いてございますが、ただいま御指摘の事実も含めて、その事実があるかないかということについては現在調査中でございます。何でもまだお答えする段階に至っていないわけでございます。

○志賀(義)委員 局長に希望がございます。第一は、予期される結果を知りながら実験を行なったかどうか、これをお調べ願いたいと思っております。

また、この中村晴子さんたちに対して新薬の人体実験を行なった方法について、投薬をする前に健康診断をしなかったことが明らかであります。健康診断もしないで新薬の副作用を検査したのかどうか、この点をはつきりしていただきたい。非常にでたらめなのであります。というのは、一人女性の方で四カ月後に死んだ方がありませんね。あれはガンが死因だった、関係はないらしいということと製薬会社の責任者並びに伝研の橋田晃という人と同時に東北大学の松本慶蔵という

人が言っておりますが、そうすると、これはすでにガンが発生していた人に対して健康診断もしないでこの新薬実験をやったということだけは動かさない事実になりますね。こういうことが一体許されていいものかどうか、その点をお調べ願いたいと思っております。

主としてこの二点でございますが、問題は、大渡順二という医学評論家、これはサンデー毎日その他にもよく名前が出る人でございますが、その人が言っております。一般的にいって製薬会社は病院に研究費を出すなど製薬会社と病院には利害関係がありすぎる。「今の様では病院側の出す資料が製薬会社のつごうのよいものばかりとカンザラれてもしょうがない。」というふうに出ておられます。このキセナラミンの実験のときに東北大学並びに伝研に対して実験上の費用を提供したかどうか、出しているか出ていないか。どうも私も、ウイルス化学療法研究班東北大学中村隆研究室松本慶蔵氏の話というのが新聞にも出ておりますが、その点では、いま医学評論家の指摘したようなことはあるいはあるのではなからうかというところが考えられる。もう一人伝染病研究所の方で、ウイルス病化学療法研究班東大伝研付属病院内科橋田晃博士の話では、どうもその点で私も釈然としないところがある。一体製薬会社から今度の人体実験について費用が出てくるのかどうか、その点をお調べ願いたいと思っております。人権擁護局で明らかにならなければ、捜査当局のほうにお願いしなければならぬことになるかと思っております。いまかぜのアンブルその他いろいろの問題が起こっております。こういうときに、新薬の実験について健康診断をやらぬ、医師の適当な指導のもとに実験をやらぬ、こういうことでは人権上非常に重大な問題になると思っております。しかし、これは目下調査中ということではあります。長引きますと、いろいろと明らかになる事実も明らかにならないようになります。そういうことがありますので、御調査を願いたいと思っております。それだけでございます。

もう一言だけ、これは刑事局長に伺いたいたいでございますが、アメリカ兵からピストルが密輸入されて暴力団に渡っておる、こういう事件があります。これは山口地方裁判所岩国支部で、去る十九日、岩国基地海兵隊員ジョン・B・ハンセン二等軍曹が昨年五月から十一月にかけ、基地から七、八回にわたり自動小銃四丁、ピストル二十五丁、実包約三千発を持ち出し、すでに逮捕済みの日本人二人を通じて売りさばっていた疑いで、銃砲刀剣類所持取締法違反、火薬類取締法違反の疑いで起訴され、そのときの冒頭陳述で、有元検事は「被告は去る三十八年暮れ、基地内の同僚から、銃が日本人に高く売れると聞き密売を計画、ベトナムなどから個人所有の自動小銃と短銃を仕入れていた。正規の軍用品でないため、種類はルーガー、コルト、デリンジャーなど十数種におよび、仕入れ方法も軍用機、民間機などさまざまだった」と説明しております。ベトナム問題がきわめて重大化しておりますから、この点はきわめて重大であります。いま警察でも、暴力団に航空会社の機長その他から密輸入された銃砲類のことが問題になって追及されておりますが、こういう点について、これはこの場合の偶発的現象でございます。うか、その他にもいろいろあると推定されているのでございましょうか、その点を刑事局長から伺っておきたいと思っております。

○津田政府委員 ただいまお尋ねの点につきましては、いま私は承知いたしておりますが、報告はきておるかと思っております。取り調べてみますが、一般的に申しまして、特に駐留軍人あるいは軍属関係からの銃器の密輸入という事件は、それほど目立ってあるようにはいま感じておりませんが、なお調査をいたしてみます。

○志賀(義)委員 では、まだ調査をしておられないようでありますから、ひとつ委員長からも刑事局長のほうにお話しになって、その資料を当法務委員会へ提出していただいて、その上であらためて質問したいと思っております。かように考えてきょうはこれで終わりたいと思っております。

○加藤委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。午後一時十三分散会